

# 八甲田山火山防災協議会規約

## (目的)

第1条 八甲田山火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、八甲田山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、青森県、青森市及び十和田市が共同で設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 八甲田山に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 青森県の県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 青森市及び十和田市の市防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項

## (協議会の組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。

- 2 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、青森県知事をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、青森県危機管理局長とする。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

## (コアグループ会議)

第4条 協議会の下に、コアグループ会議を置き、別表2に掲げる者で構成する。

- 2 コアグループ会議は、協議会の会議に付すべき事項をあらかじめ検討するほか、会長の指示する事項を処理する。
- 3 コアグループ会議に、幹事長を置く。
- 4 幹事長は、青森県危機管理局防災危機管理課長をもって充てる。
- 5 幹事長は、コアグループ会議を代表し、その会務を総理する。

(協議会の開催)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議の議決方法は出席した委員の過半数の同意をもって決する。

3 委員は、会議への出席が困難であるときは、委員の指名した職員を代理出席させることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、協議会へ資料を提出又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 会長は、会議を開催せずに協議を求める必要があると認めるときは、書面による協議をもって、協議会の開催に代えることができる。

(準用)

第6条 前条の規定は、コアグループ会議に準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と、それぞれ読み替えるものとする。

(専決処分)

第7条 会長は、次に掲げる場合には、その協議事項について、副会長の合意を得て、専決処分することができる。

(1) 協議会を招集するいとまがないとき。

(2) 軽微な事項について協議するとき。

2 会長は、前項の専決処分をしたときは、速やかに委員に報告しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会及びコアグループ会議の事務処理のため、事務局を青森県危機管理局防災危機管理課に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

2 八甲田山火山防災協議会規約(平成27年7月16日策定)は、廃止する。

3 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

(別表1) 八甲田山火山防災協議会 委員名簿

区分 (法第4条第2項 中該当する号)	所属	職名(氏名)	備考
都道府県 (第1号)	青森県	知事	会長
市町村 (第1号)	青森市	市長	
	十和田市	市長	
地方气象台等 (第2号)	仙台管区气象台	台長	
	青森地方气象台	台長	
地方整備局 (第3号)	東北地方整備局	局長	
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第9師団	師団長	
警察(第5号)	青森県警察本部	本部長	
消防 (第6号)	青森地域広域事務組合消防本部	消防長	
	弘前地区消防事務組合消防本部	消防長	
	十和田地域広域事務組合消防本部	消防長	
火山専門家 (第7号)	東北大学大学院理学研究科	教授 三浦 哲	
	弘前大学工学部	教授 小菅 正裕	
	弘前大学工学部	講師 佐々木 実	
	秋田大学国際資源学部	教授 大場 司	
その他 (第8号)	東北森林管理局青森森林管理署	署長	
	東北森林管理局三八上北森林管理署	署長	
	国土地理院東北地方測量部	部長	
	環境省十和田八幡平国立公園管理事務所	所長	
	青森県危機管理局	局長	副会長
	青森県農林水産部	部長	
	青森県県土整備部	部長	
	青森県観光国際戦略局	局長	
	黒石市	市長	
	平川市	市長	

(別表2) 八甲田山火山防災協議会コアグループ会議 幹事名簿

区分	所属	職名(氏名)	備考
火山専門家	東北大学大学院理学研究科	教授 三浦 哲	
	弘前大学工学部	教授 小菅 正裕	
	弘前大学工学部	講師 佐々木 実	
	秋田大学国際資源学部	教授 大場 司	
青森県	青森県危機管理局防災危機管理課	課長	幹事長
	青森県農林水産部林政課	課長	
	青森県県土整備部道路課	課長	
	青森県県土整備部河川砂防課	課長	
	青森県観光国際戦略局観光企画課	課長	
	青森県東青地域県民局地域整備部	部長	
	青森県中南地域県民局地域整備部	部長	
市町村	青森市総務部危機管理課	課長	
	黒石市総務部総務課	課長	
	十和田市総務部総務課防災危機管理室	室長	
	平川市総務部総務課	課長	
気象台	仙台管区気象台	火山防災情報調整官	
	青森地方気象台	防災管理官	
地方整備局	東北地方整備局企画部	防災対策技術分析官	
	東北地方整備局河川部	広域水管理官	
	東北地方整備局青森河川国道事務所	副所長	
陸上自衛隊	陸上自衛隊第9師団司令部第3部防衛班	班長	
警察	青森県警察本部警備第二課	課長	
消防	青森地域広域事務組合消防本部警防課	課長	
	弘前地区消防事務組合消防本部警防課	課長	
	十和田地域広域事務組合消防本部警防課	課長	
森林管理署	東北森林管理局青森森林管理署	地域林政調整官	
	東北森林管理局三八上北森林管理署	次長	
国土地理院	国土地理院東北地方測量部	防災情報管理官	
環境省	環境省十和田八幡平国立公園管理事務所	所長	